

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

一 地方公共団体の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁 (第142条関係)

地方公共団体の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとすること。

- (1) 都道府県の議会の議員の選挙にあっては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 16,000枚
- (2) 指定都市の議会の議員の選挙にあっては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 8,000枚
- (3) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあっては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 4,000枚
- (4) 町村の議会の議員の選挙にあっては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1,600枚

二 施行期日等（改正法附則関係）

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。
- 2 適用区分について、所要の規定を置くこと。

地方議会議員の選挙における 選挙運動用ビラの頒布解禁（自公案）

	ビラ頒布の解禁及び その上限枚数について	公當について
(1) 都道府県 議会		
(2) 指定都市 議会	右の枚数を 上限として、 頒布を解禁 することと する。	<u>16,000 枚</u> (=通常葉書の 2 倍)
(3) 指定都市 以外の市 議会		<u>8,000 枚</u> (=通常葉書の 2 倍)
(4) 町村議会	<u>4,000 枚</u> (=通常葉書の 2 倍)	
		<u>条例で定めるところにより、 ビラの作成について無料 とすることができるこ とする。</u>
		<u>〔 頒布解禁を行わない。〕</u>

※ その他、

- ・ビラの種類（選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラとすること）
- ・頒布方法（①新聞折込み ②選挙事務所内 ③演説会の会場内 ④街頭演説の場所）
- ・証紙の貼付
- ・ビラの規格（A4 サイズ以内）
- ・頒布責任者の氏名・住所等の記載

については、現行法の都道府県知事・市町村長選挙における取扱いと同様とする。

※ 施行については、平成 31 年 4 月の次期統一地方選からとする。

地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの 頒布解禁に係る各党の案の内容について

	【民進案】	【維新案】
	3月28日衆・倫選特委理事懇談会において各党に案を提示 〔第189回国会衆法第41号(平成27年) 民主党提出)の該当部分と同内容〕	3月9日参議院に法案を提出 (第193回国会参法第63号) 〔第192回国会参法第67号(廃案) の再提出〕
地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布	<u>ビラの頒布を解禁</u>	
ビラの枚数	(1) 都道府県議会 16,000枚 (=通常葉書の2倍) (2) 指定都市議会 8,000枚 (=通常葉書の2倍) (3) 指定都市以外の市議会 4,000枚 (=通常葉書の2倍) (4) 町村議会 1,600枚 (=通常葉書の2倍)	当該選挙区等の人口その他の事情を勘案して条例で定める枚数
公 営	(公営の対象とはしない)	上記(1)～(3)について、都道府県又は市は、条例で定めるところにより、ビラの作成について無料とすることができる。

※ その他、ビラの種類（選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラとすること）、頒布方法（①新聞折込み②選挙事務所内③演説会の会場内④街頭演説の場所）、証紙の貼付、ビラの規格（A4サイズ）、頒布責任者の氏名・住所等の記載等については、現行法の都道府県知事・市町村長選挙における取扱いと同様。

※ 施行期日について、民進案は公布日から起算して3月を経過した日、維新案は6月を経過した日とされている。

<参考> 地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁に関する件

〔 第190回国会
平成28年3月30日 衆議院 倫理選挙特別委員会において議決
同年4月1日 参議院 倫理選挙特別委員会においても同旨決議を議決 〕

本委員会は、公職選挙法の一部を改正する法律案を提出することに決した。

本案は、投票の機会の拡充として洋上投票の対象を拡充するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができるとしているものである。

投票の機会を拡充するとともに、有権者が候補者の政策等をより知る機会があることは、選挙において有権者が適正な判断を行い、投票行動に活かすことができるなど、参政権の行使にとって重要であることに鑑み、地方公共団体の議会の議員の選挙においても、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるものとすることについて、今後各方面の意見を聞くなど速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるものとする。

右、決議する。